

公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、
地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市総務部債権管理課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも
交付する。

令和 8 年 9 月 30 日

彦根市長 田 島 一 成



送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類を特定するために必要な情報
植野商事株式会社	国税徴収法による書類(令和 8 年度彦債管第 245 号)